

情報なんぶ

平成28年04月21日発行

南部町行政だより 第154号

企画政策課 電話66-3113

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp

■ 南部町非常勤職員の募集について ■

平成28年6月1日から勤務していただく非常勤職員を募集します。

■提出していただく書類 履歴書(市販のA4版のもので写真を必ず貼付) ※履歴書に希望の職種を記載

■提出締切 平成28年5月13日(金)

■提出先 〒683-0351 南部町法勝寺377番地1
南部町役場 総務課 (郵送の場合は必着)

■選考方法 下記記載のとおり 5月中旬に実施予定(※応募者の方に別途お知らせします。)

【募集職種・業務内容・応募資格】

■非常勤職員

募集職種(担当課)	業務内容	応募資格
一般事務員(福祉事務所)	・障がい者福祉事務 ・各事務手続きの窓口対応	・普通運転免許 ・パソコンを使用して、文書等の作成ができること
学校主事(南部中学校)	各学校での事務補助等	・普通運転免許 ・パソコンを使用して、簡単な文書等の作成ができること

【報酬・勤務時間・選考方法】

募集職種(担当課)	報酬・賃金	勤務時間	選考方法
一般事務員(福祉事務所)	月額 146,500円	週に4日8時30分~17時15分 週に1日8時30分~16時30分	教養試験及び面接
学校主事(南部中学校)	時間額 840円	週に4日8時20分~16時50分 週に1日8時20分~15時50分	面接のみ

※通勤手当は片道2km以上の方には支給します。(ただし、上限7,100円。学校主事は支給なし)

※健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します。

■ 点字教室 受講生募集中! ■

点字教室の受講生を募集します。点字に興味のある方、一緒に始めませんか?

【日程】毎月第2・第4金曜日(月2回:3ヶ月間)
5/13(金) 5/27(金) 6/10(金)
6/24(金) 7/ 8(金) 7/22(金)

【時間】午前10時~正午

【会場】天萬庁舎3階会議室

【受講料】無料 (別途テキスト代「点訳の手引き」1,080円必要です。)

【講師】鳥取県ライトハウス点字図書館講師

【定員】10名(集まり次第締め切ります)

【問い合わせ先】 南部町立天萬図書館 ☎ 64-3791

■ 介護用品購入の助成をします ~南部町介護用品購入助成事業~ ■

南部町では高齢者の在宅介護を支援することを目的に、在宅で要介護3以上の高齢者を介護している世帯に対し、介護用品購入の助成を行っています。

【対象とならない場合】

施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)・病院に入所・入院されている期間は利用できません。

【対象者、助成方法等】 ※申請月により助成額を決定します。

対象	助成額	助成方法	利用可能店舗(登録順)
◆要介護3の在宅の高齢者を介護している世帯 ◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税課税世帯	申請月から算出 月額2,000円 年額24,000円を 上限として助成	クーポン券(きみどり色) 指定店で対象品目が購入 できます	ヤマト薬局 なんぶ薬局 介護タクシー123 (介護用品販売) ウェルネス西伯店 ナフコ南部店
◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税非課税世帯	申請月から算出 月額4,000円 年額48,000円を 上限として助成	クーポン券(もも色) 指定店で対象品目が購入 できます	※取扱品目及び配達の 有無などは申請受付時 にお知らせします。

※平成28年4月1日より、ホームプラザ ナフコ南部店が追加されました。

(ただし、嚔下剤は取り扱っていません。)

【対象品目】 紙おむつ(テープ止めタイプ)、紙おむつ(パンツタイプ)、尿取りパッド、

防水シート、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、嚔下剤

【申請方法】 印鑑(認め印で構いません)、介護保険被保険者証をお持ちの上、下記までお越しください。

※介護保険被保険者証の有効期間をご確認ください。

【申請・問い合わせ先】 健康福祉課(南部町健康管理センターすこやか内) ☎ 66-5524

■ 連合・女性のための全国一斉労働相談ダイヤル ■

~STOP!セクハラ・パワハラ・マタハラ~ を開設します

【内容】安心して働いていますか?

連合は「なんでも労働相談ダイヤル」を開設し、雇用形態にかかわらず、働く皆さんのトラブルや心配事の解決に向け、相談員が秘密厳守でおこたえします。

お気軽にご相談ください。

【実施期間】5月19日(木)~20日(金) 午前10時~午後7時

【相談番号】フリーダイヤル 0120-154-052

※携帯電話からもOKです。

※上記以外にも通年的にフリーダイヤルで相談を受け付けています。

【問い合わせ先】連合鳥取 ☎ 0857-26-6605

鳥取市天神町30-5 鳥取県労働会館内

■ 裁判所見学会 体験してみよう! 裁判員裁判 ■

【日時】5月19日(木)午後1時30分~4時

【場所】鳥取地方・家庭裁判所米子支部

【定員】24人(申込受付順)

【申込み先】鳥取地方裁判所米子支部庶務課

☎ 0859-22-2205

■ 鳥取県弁護士会による 無料法律相談 ■

【日時】5月20日(金)午前10時~午後3時

【場所】鳥取地方・家庭裁判所米子支部

【定員】30人程度(当日受付順)

【問い合わせ先】鳥取県弁護士会

☎ 0857-22-3912

■ 南部町立図書館運営協議会 公募委員を募集しています ■

南部町立図書館では、図書館の適正な運営を図るため南部町立図書館運営協議会を設置しています。図書館運営及び図書館サービスの充実を図ることを目的とし、運営について協議・協力をしていただく協議会委員を、公募により募集します。

【南部町立図書館運営協議会の概要】

＜内容＞図書館の事業計画、諸行事、図書館利活用者の拡充、暮らしに役立つ図書館実現に向けた取り組み等についての協議及び運営への協力。

＜構成等＞12名以内（公募委員3名以内を含む）

- ◆ 募集人数 3名
- ◆ 任期 平成28年6月1日～平成30年5月31日までの2年間
- ◆ 応募資格 南部町に住所を有する満20歳以上の町民の方
※但し、現在南部町の他の付属機関の公募委員をされている方を除く。
- ◆ 受付期間 平成28年4月15日（金）～平成28年5月6日（金）まで（※必着）
- ◆ 応募方法等 住所、氏名、性別、年齢、連絡先（電話番号）を明記して、下記のテーマについての小論文を提出してください。
応募については、持参、郵送、電子メールのいずれかでお申込みください。

*小論文テーマ：町の図書館として南部町立図書館に望むこと

*体裁：様式は自由、800字程度

※なお、応募された原稿は返却いたしませんので予めご了承ください。

- ◆ 提出先 南部町立法勝寺図書館または南部町立天萬図書館
- ◆ 問い合わせ先 南部町立法勝寺図書館
〒683-0351 南部町法勝寺342
☎ 66-4463
E-MAIL toshokan@town.nanbu.tottori.jp



■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方の介護をしている家族のつどいを開催します。

介護についての日頃の思いを話し合い、仲間づくりやリフレッシュをする会です。

毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、認知症について勉強をしたり介護についての相談・助言を受けることができます。

*参加申し込みは不要です。都合のつく時間にお気軽にご参加ください。

【日時】5月20日（金） 午前10時～正午

【場所】健康管理センターすこやか

【参加費】100円（茶菓代）

【問い合わせ先】南部地域包括支援センター（健康福祉課）☎ 66-5524

火の取扱いに十分注意しましょう！

暖かくなり、空気が乾燥し、火災が発生しやすい時季を迎えました。

一人ひとりが火の取扱いには十分注意し、火災の予防に努めましょう。

■ 平成28年度 南部町食生活改善推進員養成講座受講者募集 ■

現在、南部町では92名の会員の方が「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、各地区で食生活改善や健康づくりのボランティア活動をしています。

＜食生活改善推進委員の主な活動＞

○地区の公民会等での講話、調理実習（生活習慣病予防料理教室、高齢者や男性のための料理教室、学童・保育園児のクッキング教室などの調理実習等）

○県内で開催されるイベントの参加（食育フェア等）

上記のような活動を一緒にして下さる方を募集しています。

【対象】 町内にお住まいの方で講座終了後 食生活改善推進委員として、地域の食生活ボランティアの活動をしていただける方

*性別は問いません

【受講期間】 平成28年5月～平成28年10月（全6回）

内容：講話、調理実習、運動などです

【申込期限】 平成28年5月20日（金）

【問い合わせ先】健康福祉課（健康管理センターすこやか） 担当 村上 ☎ 66-5524

■ 水道料金、下水道使用料の減免制度について ■

次に該当する方は、申請により水道料金、下水道使用料の減免を受けることができます。

区分	制度	減免内容（還付内容）	申請時に必要な物
水道	①漏水による水道料金還付	昨年同期との比較により算定された認定請求額と漏水時の請求額の差額を還付します。 ※一旦は水道料金をお支払いいただきます。	・印鑑 ・漏水の修理代の領収書 ・振込口座のわかるもの
	②少子化対策下水道使用料減免（平成28年度で終了）	1歳0ヶ月以下の乳幼児の世帯員数に相当する世帯員割の額 減免金額 一人あたり540円/月（消費税込）	・印鑑
下水道	③長期不在下水道使用料減免（病院等施設入所による長期不在）	6ヶ月以上施設、病院等に長期滞在する方の世帯員数に相当する世帯員割の額 ※6ヶ月以上施設、病院等に長期滞在中である該当施設等の証明が必要になります。 減免金額 一人あたり540円/月（消費税込）	・印鑑 ・証明書 （用紙は南部町ホームページからプリントアウトしていただくか、役場上下水道課へお問い合わせください。）

※詳しくは役場上下水道課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】上下水道課 ☎ 66-4807